

事 務 連 絡
令和2年7月29日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会

金属製容器の使用方法による食中毒の発生防止のための注意喚起について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課から次のとおり事務連絡がありましたので、貴組合員並びに従業員への注意喚起及び情報提供をお願いいたします。

都道府県等食品衛生担当課宛、厚生労働省食品監視安全課事務連絡(令和2年7月14日付け) 概要

○ 古くなった金属製容器に粉末清涼飲料水を溶かし保管したものを喫食したことにより、金属の溶出に伴う食中毒事例が発生した。

夏期となり酸性の飲料(主に炭酸飲料や乳酸菌飲料、果汁飲料、スポーツ飲料等)の摂取が多くなることを踏まえ、注意喚起願いたい。

☆ 注意するポイント

- 1 食品が接触する容器の内部にサビやキズがないか確認しましょう
- 2 酸性の飲み物を長時間、金属製の容器に保管しないようにしましょう
- 3 古くなった容器は、定期的に新しいものに交換しましょう
- 4 取り扱う食品の表示および注意喚起を確認し、使用しましょう